

## 「NPOと神戸市の協働研究会」第2回公開ワークショップ議事録

日 時 2001年8月7日(火) 18時12分～20時25分  
 場 所 コミスタこうべ301多目的室  
 参加者 NPO関係者13名、行政関係者15名、一般14名(合計42名)

[NPOと市の協働の方向性について]・・・今田(市民社会研究所)

市民活動支援課誕生から3年を機に、中間支援組織に声をかけ協働フレーム構築の準備開始。話し合いを整理し「NPOと神戸市の協働研究会・協働フレームのフレームver4.1」(資料参照)を作成。

- ・目標：短期、中期、長期にわたって協働のフレームをつくる。
- ・方針：神戸市の復興計画・都市計画と市民検証研究のアクションプランとをすり合わせる  
 協働の事例を具体的にミクロで問題点を研究する  
 協働研究会を全てオープンにして、いろいろな人の意見を聴取しながらやる
- ・課題：いろいろあるが、やっているうちにいろいろ出てくる
- ・運営：行政・NPO部会、地域・NPO部会、経済・NPO部会のような部会構成にするかどうかは公開研究会で意見集約して決めていけばよい。世話人は、前回WS参加者の方に諮った結果、準備段階の世話人が、そのまま正式世話人になる。  
 協働フレームの項目と運営は、具体的な事例をどうするかのために、協働の原則や方法が書いてある。原則はイギリスのコンパクトや横浜市の横浜コードなどを参考にする。

協働フレームの背景：95年1月の大震災、1998年3月NPO法成立12月施行、現在4,502法人認証、不認証22、解散16。県内144認証。分野は保健、医療、福祉、社会教育、中間支援が多い。県では県民ボランティア活動促進に関する条例が1998年12月施行。基本方針を2000年8月制定。神戸市では1998年4月市民活動支援課が発足し、基本方針(資料参照)に基づいて支援。

重要な法律の条文(資料参照)：憲法89条、地方自治法232条2と233条。憲法と地方自治法に行政は縛られている。金だけ貰い、口は出すなは、憲法違反。


アーンスタインの参画のはしご(資料参照)：市民参加でよく引用されるはしごの8段階。この協働研究会でどれくらい上れるかということを議論したい。

何をやるかはあまり決まっていなくて、この場で決めていきたいと思っている。

[ワークショップ]・・・星野(神戸大学経済経営研究所)

ワークショップの目的と進め方の説明と、前回の結果を議事録(資料参照)に基づき報告。

自己紹介の後、以下の2つのテーマでワークショップを行った。/詳細は以下の表参照。

	1) 行政の強み	2) 行政の弱み
1グループ	認知された権限	ことなかれ主義
2グループ	法律に基づいた権力を持っている	遅い、硬い、あまり喜ばれない ダイエーよりもユニクロへ
3グループ	資金量、許認可、永久就職	愛想が悪い、横柄
4グループ	公共の中で組織・発議権・金 マネージメント・継続性 信頼 	法律の制限、公平の原則、組織に縛られるので 現場のニーズに合わせた自己決定ができない
5グループ	いったん言うたことはだいたいやる	リスク覚悟の仕事ができない
6グループ	安定と独占	平等・博愛の戦艦大和
7グループ	資金力、法の裏打ち、組織力	弾力性に欠け、小回りがきかない
コメント	強みと弱みはNPOのそれと裏腹 信頼と権力は世間の好み	NPOの強み弱みはバラバラだったが行政の強み弱みは一致、リスクの限界

ここで伊勢原の高校の方が、ボランティアのミーティングに参加されるので退場。

[協働の現状とパターンについて]・・・平川(神戸市市民局市民活動支援課) / 詳細は以下の表参照。

パターン	概 要	協 働 の 現 状
委 託	規約規則等に基づき市の事業等の実施を委託するもの	経企庁の市民活動モデル調査 神戸復興塾 NPO支援のためのアドバイザー派遣制度 市民活動センター神戸 バリアフリーのまちづくり現状調査 CS神戸 東灘区民センターの管理運営 CS神戸

公の財産	地方公共団体の所有する遊休施設等の活用	遊休施設化した老人いこいの家 活動拠点として提供(灘区、中央区、兵庫区の3ヶ所) 市民活動総合支援拠点 神戸まちづくり研究所
補助・助成 共 催	資金の援助を行うこと 市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施するもの	元気アップ神戸市民運動推進協議会に対する助成 市民のつどい1.17 感謝の手紙とか希望の灯りとの連携 市民サミットin神戸
後 援	市民活動事業に対し市後援名義の使用により精神的支援を行う	数は多い 申請があると内部での検討を経て承認する
情報提供 幹 旋	協働して市民への情報提供 市の補助金も使い場所の幹旋	県、市、社協等の団体からの助成情報などの提供 甲南本通などの空き店舗をNPOが利用
啓発・研修	NPOについての啓発や研修	市職員のNPO体験研修 CS神戸 市職員が出向いてNPOについて座学形式の研修会
税 制	市民税の均等割部分の免除	法人税法上の収益事業を営まない場合に免除

[今後の予定・進め方]・・・森田（神戸市市民局市民活動支援課）

6月26日と今日8月7日にワークショップをやった。今後の予定は、9月末まではこういう公開型はせずに、世話人会で企画を練る。

10月から公開型を始めるが、実務的でNPO側も行政側も身になる具体的な事例研究をする。

協働の方法について関心があるものを聞いた。委託：10人。公の財産：5人。助成制度：14人。共催：5人。この結果を元に世話人会でメニューの検討をする。

やり方のスタイルとしてパネルディスカッション方式を提案。

[質疑応答]

質問：一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの特徴の説明と、どの方式が多いのか。

平川：一般競争入札は、特定の業者を決めずに広く入札に参加を呼びかける方法。指名競争入札は、その分野に秀でた複数の業者を指名し入札。随意契約は特定の業者と契約（行政にとって有利であると見込みがあるとき）。数社を選定し見積もりあわせ等をして決める契約形態が多い。

質問：この会は何のためにやっているのかが分からない。ビジョンがあるのか。

今田：NPOという新しい形態ができ、民間で公をしていく組織として重要性を増してきた。従来は行政が担ってきたが、NPOと行政が何を担当して協働していくかの枠組みをつくらうということ。NPOは新しい組織だから、先ほど契約の話も出てきたが、いろいろなケースが出てきている。基本的に理念としてのルールをつくるのも大事。

意見：欠けているのは、普通の市民が出てこられる枠組みをどうつくるかという議論をつくること。

森田：従来の行政のパターンは規制するか受益的なものの二元論的な行政しか無かったが、90年代に協働という言葉が先走りした状態になっている。協働の理論を市民やNPOや行政マン全員で構築するために進めている。個人的には、究極的な目標は、市民全体との協働の理論の発見。

野崎：NPOは市民活動で、NPOも市民。市民活動のNPOが一般の市民と協働できているのかどうか。将来の展開は、テーマごとや地域ごとが考えられる。それらをどう重層的に重ねて協働のイメージを確立していくかの入り口で分かりにくいところがある。

意見：行政は縦割りなのにいろんなセクションから来て横のつながりがあるのがすばらしい。地域の問題をどう皆で解決するか、公共のテーマを見つめていってほしい。地震も他の地域と違い特殊なので、前提条件として考えてやってほしい。

意見：新興NPOとの協働は主に市民活動支援課だけの事例。市全体、例えば環境や福祉の事例を集めれば、登録団体だけに情報提供したり、また地縁団体では区で事務局代行までしたり、便宜供与している事例とそうでない事例があるが、市全体での団体支援の根拠など洗い出すべき。次回これに肉付けするような形で知恵を出し合うような話し合いができればよい。

平川：時間的な制約もあり出していないというのが現状だが、もう少し調査してみる。

今田：最後に、これからの大きな課題として、政策決定についての参画などへもっと広げていかないといけないと思っている。

司会：今日の参加者は、NPO13名、一般の方14名、市役所15名の42名。協働を考えるにふさわしい比率で皆さん集まっていた。次回以降も、連携に向けて参加していただきたい。